

平成 2 2 年度事業報告書

自 平成 2 2 年 4 月 1 日

至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

一般財団法人 知的財産研究所

事業報告書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

I. はじめに

平成22年度は、知的財産研究所にとって、一般財団法人化に向けた大きな変革の1年となりました。理事会、評議員会での議決を経て、平成22年10月に内閣府に一般財団法人への移行認可申請書を提出し、平成23年3月に認可を受けて、この4月1日をもって新しい組織体制に踏み出したところです。また、事業の見直しにも着手し、新たな取り組みとして、民間からの調査事業の請負も開始しました。

知的財産研究所を取り巻く事業環境は、事業仕分けの影響等を受け大変厳しいものではありませんでしたが、特許庁の一般競争入札に応札し、産業財産権研究推進事業（海外研究者招へい、若手研究者育成、研究者派遣）を受託するとともに、数多くの調査研究事業を請け負いました。

特に調査研究事業では、産業構造審議会の特許制度小委員会における審議とリンクしたテーマや、将来の商標制度の改正につながり得るテーマ等の重要な調査研究に積極的に参加し、我が国の知財政策施策の推進に貢献できるよう努めてまいりました。

自主事業としては、学術季刊誌（知財研フォーラム）の発行、IIP パテントデータベース等の各種データベースの提供、各種セミナーの開催、海外研究機関との交流、知財研図書館の運営等を行ってまいりました。

特に、叢書「岐路に立つ特許制度」の英語版を英国の出版社から出版すべく作業を進めてまいりました。また、研究者などが権利の安定性のための議論に参加できる場としての「Peer to Patent」事業を進めてまいりました。

Ⅱ．決算の概況

1．受託・請負事業

平成 22 年度は、国等から受託事業として約 1 億 10 百万円、請負事業として約 1 億 22 百万円の収入を得ましたが、一般競争入札の環境は年々厳しくなっており、前年度比で約 20 百万円の減収となりました。このような状況に鑑み、知的財産研究所としては、新たに民間からの請負事業を実施する等の努力をしております。

2．自転車等機械工業振興補助事業

平成 22 年度は、引き続き米国の知的財産関連施策に関する情報収集、知財塾の実施、季刊誌「知財研フォーラム」の発行、各種セミナーの開催、知的財産関連の論文等のデータベースの構築等を実施した他、パテントデータベースのデータ更新、平成 21 年度から新たに取り組みを開始したピア・トゥ・パテントのシステム構築（従来の名称であるコミュニティ・パテント・レビューから改称）等を実施し、これらの事業経費の補助として約 11 百万円の補助金を受領しました。

なお、平成 22 年度は、運営経費について補助金を受けないこととしたため、補助金は前年度比で約 15 百万円の減収となっておりますが、その他の事業は内容的には前年度と同程度実施してまいりました。

3．基本財産の運用

知的財産研究所では、基本財産を国債、仕組債その他安全な有価証券で運用しておりますが、平成 22 年度は引き続き円高の影響を受け、運用収入は約 47 百万円となり、前年度比で約 2 百万円の減収となりました。

4．決算

以上のほか会費収入等を合わせ、平成 22 年度の経常収益額は約 3 億 25 百万円となりました。これに対し経常費用額は約 3 億 42 百万円となり、当期経常増減額は約 18 百万円のマイナスとなりました。

なお、一般法人の公益目的支出計画に基づく公益事業である「図書館運営事業」を着実に実施するための積立金として 30 百万円積み立てま

したので、収支計算書の当期収支差額はマイナス 47 百万円となりました。

知的財産研究所としては、大変厳しい状況ですが、今後とも収入の増加、費用の節減に努め、当研究所の運営の健全化と事業の発展を図ってまいりたいと考えております。

Ⅲ．各種事業の実施状況

平成 22 年度は、知的財産制度の発展に貢献するために、質の高い調査研究を行うと共に、国際的な研究協力の推進を目指した産業財産権研究推進事業、知的財産に関する情報の収集・提供並びにセミナー等の諸事業を実施しました。これらの事業の概要は、以下のとおりです。

1．知的財産調査研究事業

平成 22 年度は、以下の 9 のテーマについて調査研究を実施しました。
(特許庁からの請負事業)

- ①「権利行使態様の多様化を踏まえた特許権の効力の在り方に関する調査研究」
- ②「出願人等による評価を踏まえた商標審査の品質監理手法に関する調査研究」
- ③「地理的表示・地名等に係る商標の保護に関する調査研究」
- ④「我が国における発明等の産業化に向けた出願行動等に関する調査」
- ⑤「企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究」
- ⑥「今後の登録調査機関制度及び特定登録調査機関制度の在り方に関する調査研究」
- ⑦「企業等の知的財産戦略の推進に関する調査研究」
- ⑧「ユーザーの利便性を向上させる特許審査制度の運用に関する調査研究」

(民間からの請負事業)

- ⑨「標準規格必須特許の権利行使に関する事例調査」

2．海外との交流事業

経済のグローバル化が急速に進展している今日において、国際的に調和のとれた産業財産権制度を創設することが求められています。そのためには、我が国と諸外国の産業財産権制度の比較研究を行い、国際的に調和した制度の在り方を明らかにするとともに、各国の産業財産権制度に精通した専門人材を育成することが重要です。このため、特許庁委託

の産業財産権研究推進事業の一環として、産業財産権分野の研究者を招へいしております。また、知的財産分野の海外の主要な研究機関との交流を行っております。

(1) 研究者招へい事業

本事業は、海外制度の把握と我が国の知財制度の外国への普及などを図るため、我が国の知的財産政策の基盤となる研究テーマについて、海外の研究者を招へいして研究を実施しているものです。

平成 22 年度には、以下のとおり、欧米から 2 名、アジアから 3 名、合計 5 名の研究者を招へいしました（うち 4 名は、産業財産権研究推進事業（特許庁からの受託事業）の一環として招へいたしたものです）。

(産業財産権研究推進事業分)

- ① クリストフ・ラーデマッハー氏（スタンフォード大学ロースクール・トランスアトランティック・テクノロジー・ロー・フォーラム 研究員）

「日本における特許権行使」

- ② アグニェシュカ・クプツォック氏（マックス・プランク研究所 博士課程研究員）

「インターネットにおける特許の権利行使－その課題、傾向及びアプローチ」

- ③ チャイヨス・オラノンシリ氏（タイ最高裁判所 調査官判事）

「産業財産権事件における日本の最高裁判所調査官の役割」

- ④ リ・イェン氏（中国 西北政法大学 副教授）

「英国、日本及び中国の詐称通用に関する比較研究」

(自主事業分)

- ⑤ ダイ・ジアンジュン（戴 建軍）氏（中国国務院発展研究センター 技術経済研究部）

「知的財産権の商業化と活用促進における研究」

(2) 海外研究機関等との交流

知的財産研究所は、これまでに 14 の海外研究機関との研究交流協定を締結しております。これらの協定は、研究者の交流、情報の交換などを

介し、当研究所の研究活動に貢献しています。

また、平成 22 年度は、4 月 21 日に A I P L A（米国知的財産法律家協会）の訪日団（アラン・キャスパー会長等、IP Practice in Japan Committee の主要メンバー）と、日米の最新の知財動向に関して相互に報告し意見交換を行いました。さらに、5 月 17 日にはスウェーデン・チャルマース工科大学のオウエ・グランシュトランド教授、9 月 9 日には韓国の知識財産基本法制定及び基本計画樹立に関する調査団がそれぞれ来訪し、知的財産を取り巻く情勢等について意見交換を行いました。

3. 人材育成事業

（1）研究者育成事業（特許庁からの受託事業）

本事業は、産業財産権研究推進事業（特許庁からの受託事業）の一環として、知財関係研究者の育成を図るため、若手研究者を当研究所で採用し、1 年の間研究に従事させるものです。

平成 22 年度は以下の 5 名を採用し、当研究所にて研究活動に従事させました。

- ① 小川 和茂 氏（立教大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学、前・学習院大学法科大学院科研費研究員）
「知的財産紛争仲裁の利用における課題とその克服」
- ② 土橋 俊寛 氏（一橋大学大学院経済学研究科博士後期課程修了博士）
「異なる産業財産権による多面的保護に関する相乗効果の経済分析」
- ③ 八田 真行 氏（東京大学大学院経済学研究科博士課程満期退学）
「オープンソース・ソフトウェア・ライセンスにおけるソフトウェア特許と商標の扱いに関する研究」
- ④ 柚木 孝裕 氏（京都大学大学院経済学研究科博士後期課程在学、前・日本学術振興会特別研究員）
「特許権侵害訴訟のパネルデータ分析－知財高裁法施行による侵害認定の変化に関する定量的分析－」
- ⑤ 樋口 壮人 氏（東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科博士後期課程在学）

「日本・インド間における知的財産制度の運用における相違点に関する研究」

(2) 専門家派遣事業（特許庁からの受託事業）

本事業は、産業財産権研究推進事業（特許からの受託事業）の一環として、産業財産権分野の専門家を、海外の産業財産権分野の研究機関に派遣し、我が国の産業財産権制度に対して有益と思われる、産業財産権の保護や活用に関する研究テーマで研究させるものです。

平成 22 年度は以下の 2 名を派遣しました。

① 的場 朝子 氏（前・知的財産研究所 特別研究員）

「知的財産権侵害事件における国際的な差止命令について」

派遣先研究機関：スイス比較法研究所及びパリ第 1 大学

② 麻生 典 氏（慶應技術大学大学院法学研究科 博士課程）

「先使用権の主体的範囲－フランス法と日本法との比較－」

派遣先研究機関：パリ政治学院

(3) I I P 知財塾（自転車等機械工業振興補助事業）

知的財産制度の現場を踏まえた知的財産制度・運用等の在り方について大所高所の立場から提言できる人材を育成することを目的として、平成 17 年に人材育成事業「I I P 知財塾」を開講しました。平成 22 年度の第 4 期知財塾には、特許庁・企業・弁護士・弁理士の各界から 17 名が塾生として、また最高裁判所の協力を得て 3 名の判事がオブザーバーとして参加いたしました。

なお、平成 22 年 5 月 14 日に第 3 期塾生による成果報告会を開催しました。

4. 調査研究に関連する諸事業の実施

(1) 情報検索システムの提供（自転車等機械工業振興補助事業）

知的財産研究所は、平成 22 年度において、知的財産に関する下記のデータベースをホームページ上で公開しました。

① 蔵書・論文データベース

当研究所は、研究資料として知的財産に関する書籍及び論文の蓄積

に努めています。平成 14 年度から外部に公開してきたこのデータベースに、平成 22 年度も引き続き研究資料の蓄積・整理を行い、平成 23 年 3 月末現在のデータ件数は図書、雑誌論文等 55,235 件となっています。

② 知財判決英訳データベース

当研究所は、我が国の知的財産制度への海外研究者の理解を深めることを目的とし、最高裁行政局の協力を得て、平成 19 年 3 月分までの、最高裁判例英訳、知的財産高等裁判所及び地裁の知財関連判決の要旨の英訳を公開してまいりました。

なお、本データベース事業は、平成 23 年度より、最高裁判所が引き継ぎ、知財高裁HP上で提供することになりました。当研究所が翻訳した平成 19 年 3 月までの判例の英訳データについては、平成 22 年度に最高裁判所へ譲渡しました。

③ 知的財産研究所パテントデータベース

当研究所は、特許制度の経済学的見地からの研究支援を目的として、整理標準化データを基に作成した特許制度の計量分析用のデータベースである知的財産研究所パテントデータベースを平成 17 年 11 月よりホームページで公開しています。平成 22 年度には、平成 21 年度第 15 回作成分の整理標準化データまでを取りこんだデータベースへの更新を行うとともに、平成 22 年度第 23 回作成分の整理標準化データまでを取りこんだデータベースへの更新のための準備作業を行いました。

(2) 知的財産に関する情報の収集・提供（自転車等機械工業振興補助事業）

① 海外情報収集

海外の知的財産に関する文献等の収集を行うとともに、当研究所のワシントン事務所を通じて入手した米国の情報を整理し、賛助会員に電子メールで配信しました。

② 「知財研フォーラム」

知的財産研究所では、「知財研フォーラム」（季刊）を発行し、最近の知的財産を巡る内外の動向についての情報を提供すると共に、当研究所の研究報告会などに関する活動状況を紹介しています。平成 22 年度は次の特集記事を掲載しました。

2010 年春号「司法と知財」

2010 年夏号「環境と知財」

2010 年秋号「デジタルネット時代における著作権の利用」

2011 年冬号「方法発明の特許適格性を巡る国際的な動き」

連載記事としては、園田暁子 中京大学准教授の「著作権と文学者」が好評のうちに第 12 回(2010 年秋号)をもって終了いたしました。また、「W T O パネル報告書の分析」に加え、新たに、2010 年夏号から「アジアにおける知的財産への取り組み」、「判例研究」、「中国の法改正・判例紹介」及び「韓国の法改正・判例紹介」の連載を開始しました。

③ 知的財産研究所紀要(日本語及び英訳)

知的財産研究所における調査研究の成果の一層の普及を図るために、各調査研究の要約を取りまとめた知的財産研究所紀要を作成、ホームページに掲載しました。さらに、研究成果の海外への普及を図るために英訳版を作成し、海外関係機関への頒布を行いました。

④ 知的財産研究所研究論集(叢書)

その時々々の知的財産に関する重要なテーマを取り上げ、各有識者により深く掘り下げた論文を取りまとめたものを、I I P 研究論集として発行しています。平成 22 年度は、平成 20 年度に発行した「岐路に立つ特許制度」の英語版の刊行に向け、海外の出版社との契約作業等を行いました。

5. セミナー、シンポジウム、成果報告会等の開催

調査研究及び国際共同研究等の研究成果の普及を図るために、平成 22 年度は、以下のセミナー、成果報告会等を開催しました。

(1) 知財研セミナー

知的財産研究所では、国内外の知的財産に関する有識者を招いて、賛助会員並びに一般の方々への質の高い情報の提供を目的として、平成22年度は以下のセミナーを実施しました。

①国際セミナー「公共の利益保護を理由として差止請求権を制限した中国最高人民法院判決」

日時：平成22年4月23日（金）15：00～17：00

場所：知的財産研究所会議室

参加者：29名

講師：黒瀬 雅志 氏（協和特許法律事務所 弁理士）

②国際セミナー「コンピュータ利用発明及びシミュレーションに関する欧州特許庁(EPO)の審査実務」（自転車等機械工業振興補助事業）

日時：平成22年5月26日（水）13：00～17：05

場所：J Aビルカンファレンス

参加者：22名

講師：Clara Neppel 氏（EPO 審査官、シナリオ分析官）、Colin Stratford 氏（EPO 審査官、特許法専門官）、Alex Gardiner 氏（EPO 審査官、講師）

③国際セミナー「2010年4月1日発効の欧州特許条約(EPC)規則改正」

日時：平成22年5月31日（月）15：30～17：00

場所：知的財産研究所会議室

参加者：25名

講師：Friedemann Horn 氏（PATENTSHIP 欧州・ドイツ特許事務所 弁理士）、Tobias Kleimann 氏（PATENTSHIP 欧州・ドイツ特許事務所 弁理士）

④国際セミナー「米国で急増する特許虚偽表示訴訟と対策」

日時：平成22年9月10日（金）15：00～17：00

場所：知的財産研究所会議室

参加者：30名

講師：山口 洋一郎 氏（Rader, Fishman & Grauer 法律事務所パートナー、ニューヨーク州弁護士、ワシントンDC弁護士）

⑤知財研セミナー「国際ビジネス勝利の方程式ー標準と知財が日本を救う」

日時：平成 22 年 10 月 22 日（金）15：00～17：00

場所：知的財産研究所会議室

参加者：27 名

講師：原田 節雄 氏（財団法人 日本規格協会）

⑥国際セミナー「米国・欧州の最新知財情勢」（自転車等機械工業振興補助事業）

日時：平成 22 年 12 月 9 日（木）13：30～16：20

場所：学士会館

参加者：41 名

内容：・中楨 利明 氏（IIP ワシントン事務所所長 兼 JETRO ニューヨーク知的財産部部長）

「米国の最新知財情勢」

・川俣 洋史 氏（JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員）

「欧州の最新知財情勢」

なお、知的財産研究所は、日本弁理士会から継続研修に関する外部機関として認定されており、上記のセミナーは、③のものを除き、継続研修における外部機関研修として実施しました。

（3）調査研究成果報告会

平成 22 年度においては、知的財産研究所が平成 21 年度に実施した調査研究の成果を賛助会員の方々に提供するため、以下のとおり成果報告会を実施しました。

○平成 21 年度調査研究に関する成果報告会

日時：平成 22 年 5 月 21 日（金）14：00～16：30

場所：知的財産研究所会議室

参加者：11 名

内容：・ライセンス・特許を受ける権利に係る制度の在り方に関する調査研究

- ・当事者系審判における審理の進め方に関する調査研究
- ・ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の公知性等に関する調査研究
- ・イノベーションの創出に資する知的財産権制度の在り方に関する調査研究

(4) 招へい研究者成果報告会（特許庁からの受託事業）

平成22年度においては、以下のとおり、招へい研究者成果報告会を開催しました。

①クリストフ・ラーデマッハー氏 研究成果報告会

日時：平成22年9月8日（水）15：00～17：00

場所：知的財産研究所会議室

参加者：41名

内容：「日本における特許権行使」

②アグニエシュカ・クプツォック氏 研究成果報告会

日時：平成22年11月8日（月）15：00～17：00

場所：知的財産研究所会議室

参加者：35名

内容：「インターネットにおける特許の権利行使－その課題、傾向及びアプローチ」

③チャイヨス・オラノンシリ氏 研究成果報告会

日時：平成22年12月7日（火）15：00～17：00

場所：知的財産研究所会議室

参加者：19名

内容：「産業財産権事件における日本の最高裁判所調査官の役割」

④リ・イェン氏 研究成果報告会

日時：平成23年1月27日（木）15：00～17：00

場所：知的財産研究所会議室

参加者：24名

内容：「英国、日本及び中国の詐称通用に関する比較研究」

(5) 特別研究員の中間報告会、研究成果報告会（特許庁委託事業）

平成 22 年度においては、以下のとおり、特別研究員の中間報告会、研究成果報告会を開催しました。

①中間報告会

日時：平成 22 年 11 月 15 日（月）13：00～18：00

場所：知的財産研究所会議室

参加者：71 名

②成果報告会

日時：平成 23 年 3 月 17 日（木）10：00～15：30

場所：日経カンファレンスルーム

参加者：49 名

内容：

- ・ 小川 和茂 氏

「知的財産紛争仲裁の利用における課題とその克服」

- ・ 土橋 俊寛 氏

「異なる産業財産権による多面的保護に関する相乗効果の経済分析」

- ・ 八田 真行 氏

「オープンソース・ソフトウェア・ライセンスにおけるソフトウェア特許と商標の扱いに関する研究」

- ・ 柚木 孝裕 氏

「特許権侵害訴訟のパネルデータ分析－知財高裁法施行による侵害認定の変化に関する定量的分析－」

- ・ 樋口 壮人 氏

「日本・インド間における知的財産制度の運用における相違点に関する研究」

6. ピア・トゥ・パテント（コミュニティ・パテント・レビュー）事業（自転車等機械工業振興補助事業）

ピア・トゥ・パテント(P to P)は、標準化における企業間の紛争防止などに資するため、公衆参加による特許権の質の向上を図る目的で、特定の特許出願をホームページ上に公開し、広く研究者等の意見を求めるものです。知的財産研究所としては、本事業は、特許制度の根幹に関わるものであり、重要と考えているため、その試行を続けております。

平成 22 年度においては、ウェブサイト構築のために、米国の P to P

system で使用されているソフトウェアの日本語化及び改良作業を行いました。また、当研究所と米国及び豪州の P to P 実施機関との協力関係も発展し、平成 22 年 10 月、ジュネーブにおいて、世界知的所有権機関 (WIPO) の協力も得て、P to P に関する国際的なラウンドテーブルが開催されました。

7. 図書館の運営

知的財産研究所では、知的財産に関する研究に資し、また、知的財産制度の普及・啓蒙を図るため、知的財産に関する図書、雑誌、研究報告書を集め、広く利用の用に供してきております。平成 23 年 3 月末現在の所蔵件数は、図書 8,511 冊、雑誌 72 種、報告書 1,437 冊となっています。

IV. 総務関係

1. 一般財団法人への移行認可

平成 22 年 10 月 15 日、内閣府に一般財団法人への移行認可申請書を提出し、平成 23 年 3 月 29 日、内閣府から認可を受けました。

2. 理事会及び評議委員会

平成 22 年度において、理事会及び評議委員会を次のとおり開催しました。

(1) 理事会

第 48 回理事会（平成 22 年 6 月 16 日）

議題

i 審議事項

- ① 議員の選任（案）について
- ② 平成 21 年度事業報告書（案）について
- ③ 平成 21 年度財務諸表及び収支計算書（案）について
- ④ 自転車等機械工業振興補助事業の実施について（案）
- ⑤ 事務局長の委嘱について（案）

ii 報告事項

理事の選任（案）について

第 49 回理事会（平成 23 年 3 月 3 日）

議題

i 審議事項

- ① 平成 23 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ② 評議員の選任（案）について
- ③ 規程の改正（案）について

ii 報告事項

- ① 理事の選任について
- ② 一般財団法人への移行認可申請について

(2) 評議委員会

第 37 回評議委員会（平成 22 年 6 月 16 日）

議題

i 審議事項

① 理事の選任（案）について

ii 報告事項

① 評議員の選任について

② 平成 21 年度事業報告書について

③ 平成 21 年度財務諸表及び収支計算書について

④ 自転車等機械工業振興補助事業の実施について

⑤ 事務局長の委嘱について

第 38 回評議員会（平成 23 年 3 月 3 日）

議題

i 審議事項

① 平成 23 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

② 理事の選任（案）について

ii 報告事項

① 評議員の選任（案）について

② 規程の改正（案）について

③ 般財団法人への移行認可申請について

3. 賛助会員

当財団の目的・事業活動の主旨に賛同して、その事業活動に協力していただくことを目的に加入していただいている賛助会員は、平成 22 年度末時点で、183 社（人）、203 口となりました。

以上